



長野県報

4月9日(月)
平成30年
(2018年)
第2964号

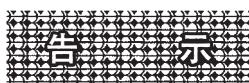
目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	2

公 告

国土利用計画法に基づく長野県土地利用基本計画の変更（地域振興課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（11件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（施設課）	22
特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）	25
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	27



縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第311号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草8049の30から8049の33まで・8049の40・8049の41（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、8012の2、8048、8049の47、8049の48、8049の50、8049の51、8049の56から8049の59まで、8049の62から8049の65まで、8049の73、8049の75、8049の76、8049の78から8049の80まで、8049の87から8049の89まで、8049の92、8049の97、8049の98、8049の100、8049の101

2 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて

長野県告示第312号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2885の28、2885の30、2885の31

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

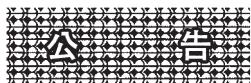
長野県木曽地域振興局告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成30年3月27日付で木曽広域連合の規約の変更を許可しました。

平成30年4月9日

長野県木曽地域振興局長 増田 隆志

市町村課

**公告**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

平成30年4月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県土地利用基本計画

土地利用基本計画の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、長野県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、国土利用計画（全国計画及び長野県計画）を基本としています。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合的調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

第1 土地利用の基本方向**1 県土利用の基本方針****(1) 県土利用をめぐる現状**

県土を利用するに当たっては、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県、首都圏・中京圏からのアクセスが良好という県土の特性に配慮しつつ、次の点に考慮する必要があります。

ア 本格的な人口減少社会の到来

(7) 本県の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少しており、2025年には国立社会保障・人口問題研究所の推計で約194万人、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づく政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老人人口の割合が増加すると予測されています。

(イ) 土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など一部で増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展で更

なる減少が想定されます。また、中山間地域では、不在村化の進行等で手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加することが懸念されています。

イ 自然環境等の悪化

(7) これまで人の手が入ることにより良好に管理されてきた里地里山等では、人口減少・高齢化による土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化等が懸念されています。また、地球温暖化に伴う気候変動により、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。

(イ) 自然環境の悪化や生物多様性の損失が、土壤の劣化や水質の悪化等を通じて、食料の安定供給や水源涵養、県土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に及ぼす影響が懸念されます。

ウ 相次ぐ自然災害の発生

本県では、2011年（平成23年）の東日本大震災や長野県北部の地震、2014年（平成26年）の南木曽町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用における安全・安心に対する県民意識が高まっています。

(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題

(1)の県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題は、次のとおりです。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが必要です。

都市では、中心市街地の空洞化、低・未利用地や空き家等の増加による土地利用の効率の低下が懸念されます。農山村では、農地転用や、高齢の農業従事者の離農等による農地の荒廃により、農地面積の減少・管理水準の低下が懸念されます。また、長期にわたる木材価格の下落等により、一部に必要な施業が行われない森林がみられます。

これに加え、地域社会の生活や生産水準の維持・向上、移住・定住人口の増加に結びつく土地の有効利用・高度利用を推進する必要があります。また、2027年開業予定のリニア中央新幹線のもたらすメリットを広く県内に波及させ、地域振興につなげる取組を県土利用において進める必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあることから、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。

これに加えて、人と自然との関わりの中で育まれた良好な水環境や景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間等の保全・再生・創出や次世代への継承これらを活用した観光地域づくり等の地域の魅力の向上が求められています。また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源の積極的活用と地域内で経済が循環する自立的な仕組みの構築や、里地里山等での自然環境と調和した持続可能な県土利用の推進が必要です。

さらに、地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の